

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 10 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780092

研究課題名(和文) ラテンアメリカにおけるポスト移行期の正義比較分析

研究課題名(英文) Post-Transitional Justice in Latin America

研究代表者

馬場 香織 (Baba, Kaori)

北海道大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10725477

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ラテンアメリカ諸国における「ポスト移行期の正義」のパフォーマンスの違いがなぜ生まれるのかを検討したものです。研究成果の一部として、最終年度にはアルゼンチン、メキシコ、ペルーにおける過去の人権侵害をめぐる取り組みに関する一般向けの論考を発表しました。事例の考察からは、「記憶」政策に積極的な政権の登場と人権団体の政策への関与の重要性が示唆される一方で、政策の継続性を担保するための課題も示されました。また、人権問題に深く関わるテーマとして、麻薬紛争および労働政策に関する研究を並行して行い、将来的に複数の政策領域における政策形成のあり方を検討するための重要な成果を得られたと考えています。

研究成果の概要(英文)：This project explores how and why some countries in the Latin American region take more innovative measures on transitional justice while others do not. Based on the field work in Argentina, Mexico and Peru, the study concludes that the emergence of a government strongly motivated for human rights trials and promotion of the "memory," and its interaction with powerful human rights organizations, are crucial for the policy success. This study also points out the difficulty of sustaining such policy after a government change. Beyond the theme on transitional justice, I also examined the policy-making patterns of labor policies and Mexican drug war. In the case of Mexico, the lack of substantial civil society participation is the most salient feature in common.

研究分野：比較政治、ラテンアメリカ政治

キーワード：ラテンアメリカ政治 移行期正義

1. 研究開始当初の背景

1970年代に多くの国で軍事独裁が敷かれたラテンアメリカでは、1980年代に入ると民主化の波が起こる。民主化後の域内諸国は、軍政や内戦下で起こった人権侵害とどう向き合っていくかについて、さまざまな議論を行ってきた。この問題は「移行期の正義」と呼ばれ、ラテンアメリカで蓄積された経験は、今日の世界的な移行期の正義の動向にも大きな影響を与えている。

移行期の正義に関する初期の研究では、各国の正義追求の経路の違いを、(民主主義への)移行の型とアクター間のパワー・バランスから説明する議論が支配的であった。民主化後のアルゼンチンでは、ラテンアメリカの他の国と比べて圧倒的に画期的な成果が見られたが、これは「自己崩壊型」ともいえる移行によって、新しい民主政権と軍の力関係が政府側に有利な状況にあったことが決定的に重要であった。一方、軍部が強い力を保持したチリやウルグアイでは、正義追求の成果は限定的なものにとどまった。総じて「移行期の」正義追求の力学を考える上で重要だったのは、生まれただけの民主主義を守るという制約の中でどれだけ正義を追求できるかという、「安定か正義か」のジレンマであったといえる。

しかしながら、ラテンアメリカの多くの国で民主主義が維持され、クーデターが例外的となった今日、国家レベルで正義追求の政策を遂行する上で、少なくとも政府が民主主義の安定性を危惧する必要性は格段に減った。このことは、新たな段階における正義追求の力学を検討し直す必要性を示している。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ポスト移行期のラテンアメリカにおける、過去の人権侵害をめぐる正義追求力学の解明である。加えて、ポスト移行期の正義をめぐる政策形成のあり方を、より広く一国の人権にかかわる政策形成のあり方のなかに位置付けて理解することも目指す。

3. 研究の方法

ポスト移行期のラテンアメリカにおける正義追求力学を実証的に明らかにするために、本研究は(1)関連する比較政治学の諸理論や、移行期の正義に関する先行研究の知見の上に立った新たな理論枠組みの構築と、(2)現地での資料収集・インタビュー調査による実証研究を、同時並行で行う。

4. 研究成果

アルゼンチン、メキシコ、ペルーを中心に、人権 NGO への聞き取りと、「記憶」のための取り組みの調査を行い、ポスト移行期の正義をめぐるさまざまな側面のなかでもとりわけ「記憶」をめぐる政策に着目し、各国の政策パフォーマンスの差異が生じる要因を

討した。近年、「記憶」政策が大きく前進したのはアルゼンチンの事例である。アルゼンチンでは、過去の人権侵害に関する加害者の責任追及をめぐる紆余曲折の後、正義追求に積極的なネストル・キルチネル政権が 2003年に発足すると、行政と市民団体の協力の下、人権侵害関連施設の回復・保存が進んだ。代表的なものが首都ブエノスアイレス市内にある海軍機関学校(ESMA)で、ESMA を中心とする元海軍施設の敷地は現在、連邦政府が管轄する「記憶と人権推進・擁護のためのスペース」となっている。一般向けの ESMA 見学ツアーでは、専門的な訓練を受けたガイドの解説を聞きながら敷地全体を見学することができる。また、ブエノスアイレス市内には、ESMA の他に現在四つの拷問拘留所が同様に「記憶と人権推進・擁護のためのスペース」とされており、基本的には一般に公開されている。

こうしたアルゼンチンの取り組みは、メキシコやペルーと比べても際立っている。メキシコの場合は権威主義体制下の弾圧の犠牲者が比較的少なく、また地理的に農村の一部に偏っていたことも一因であるが、ペルーとの比較や、アルゼンチンにおいてなぜキルチネル政権下で「記憶」政策が大きく前進したのかという問いの検討からは、こうした政策に積極的にかかわる政府の存在と、活発な人権団体の活動の相乗作用が重要であることが浮かび上がる。以上のような研究の部分的成果については、一般向けの論稿として発表し、現在成果をまとめる論文を準備中である。

他方で、本研究を進めるなかで筆者は、ラテンアメリカ諸国の広く人権に関する政策形成について、複数の政策領域についての知見を統合したモデルを提示することの重要性を認識するに至った。こうした関心に基づいて、社会・経済的権利にかかわる社会保障政策や労働政策と、深刻な人権侵害が問題となっている麻薬紛争についても、並行して考察を進めた。以下、メキシコの労働政策の政策形成について、研究成果の概要を述べる。

メキシコで 2012 年に実施された労働法制改革の政策形成の検討からは、次の 2 点が明らかになった。第 1 に、メキシコの事例は、労組の政策形成への参与が継続する場合には、労働基盤政党以外の政権下でも労組が「自制」戦略をとり得ることを示した。第 2 に、メキシコの事例は、労組の戦略の効果を説明する要因として、短期的・状況的レバレッジの重要性を示した。とくに第 2 の点に関する議論は、労働運動の特徴という構造的要因によって労組の戦略の成否を説明する先行研究の議論を補完するものでもある。構造的条件からは戦略の失敗が予想される場合でも、労組が短期的なレバレッジを有する場合には、効果的な戦略を展開できる可能性がある。こうした短期的・状況的なレバレッジは、労組の組織的力がいっそう弱まり、労組間の団結もみられなくなった 2000 年代に、

政策的帰結を規定する要因としてより重要性を増すこととなった。

1980年代末以来の労働法制改革をめぐる論議のなかでは、各党や企業家団体、労組から改革法案が提案・提出されてきただけでなく、とくに2000年の政権交代後は、(少なくとも当初は)多元的な協議に基づく政策形成への期待のもと、労働問題を専門とする弁護士や研究者、NGOなどの市民社会アクターによるさまざまな政策提言が行われてきた。ここでは、組合民主主義に基づく労使関係や労働司法体系の法的基盤となるよう、労働法制を新たな民主主義の時代に見合うものとするのがめざされた。しかし、多元的協議の構想は早々に挫折、あるいは形式だけで骨抜きにされ、結果として引き続き、政府・政党と労組のそのときどきの力関係が、改革の帰結にとって重要となった。加えて、1990年代までの労組が、インフレ抑制やNAFTA締結など、政府が重点をおく経済政策への協力と引き換えに労働法制改革を回避できたのに対し、労組のそうした役割は2000年代以降明らかに弱まり、レバレッジを行使できるのは主要選挙の直前に限定されるような状況となっている。

労働政策をめぐる政治にみられるように、メキシコでは民主化以降、政策形成において少なくとも外見上の民主主義的体裁を重視する傾向は強まったが、市民社会の参与は実質的なものではなく、実際には政府・党主導の様式が続いている。このことは、過去の人権侵害をめぐる「記憶」に関する政策形成にも少なからず共通している。多元的な協議に基づく政策形成の必要性は言を俟たないが、それが形式・外観上にとどまらず実質的なものとなるには、依然さまざまな障壁が存在する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

馬場香織「書評 Matthew E. Carnes, *Continuity Despite Change: The Politics of Labor Regulation in Latin America*」『アジア経済』第57巻1号、92-95頁、2016年

Baba, Kaori. 2015. "Power and Institutional Change: Re-Reforms of Latin American Pension Systems in a Comparative Perspective." *Comparative Political Studies* 48 (14): 1847-1878. 査読有

DOI: 10.1177/0010414015600466

馬場香織「メキシコ2015年中間選挙 左派再編と政党政治」『ラテンアメリカ・レポート』第32巻2号、26-37頁、2015年

馬場香織「民主制下メキシコにおけるPRIの勝利：2012年大統領選再考と「メキシコのための協定」」『ラテンアメリカ・レポート』第31巻2号、17-29頁、2014年

馬場香織「書評 Jennifer Pribble, *Welfare and Party Politics in Latin America*」『アジア経済』第55巻1号、133-136頁、2014年

〔学会発表〕(計 3 件)

馬場香織「近年のメキシコにみる麻薬紛争と自警団の勃興」日本国際政治学会2016年度研究大会、部会7「インサージェンシーの地域比較」幕張メッセ(千葉県千葉市)2016年10月15日

馬場香織「ラテンアメリカにおける年金制度再改革」日本国際政治学会2015年度研究大会、仙台国際センター(宮城県仙台市)2015年10月31日

馬場香織「メキシコにおけるサブナショナル権威主義の崩壊再考：ギブソンの民主化論の批判的検討を中心に」日本比較政治学会第18回大会、上智大学(東京都千代田区)2015年6月27日

〔図書〕(計 1 件)

宇佐見耕一・菊池啓一・馬場香織編『ラテンアメリカの市民社会組織 継続と変容』アジア経済研究所、2016年

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

馬場 香織 (BABA, Kaori)

北海道大学・法学研究科・准教授
研究者番号：10725477

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：

(4)研究協力者
()